

## 報告

## Modernizationとしての教育改革 —1980年代教育改革の歴史的評価—

大田 直子 (東京都立大学)

\*本稿は、シンポジウムで配布したレジュメと、1998年末に出版される岩波書店『講座 現代の学校』第12巻掲載予定の原稿とのちょうど過渡的な内容のものである。シンポジウムの段階では、「福祉国家」のあとの国家像として「品質保証国家」というものをまだ獲得できずにいたため、本稿では漠然とした内容となっている。しかしながら、本稿には岩波の原稿では割愛せざるをえなかった様々な情報が盛り込まれているため、矛盾する点や未整理の部分が多いが、ここに掲載することにさせていただいた。

### はじめに

1997年5月1日、18年間という戦後最長記録を残し、保守党はその政権の座から滑り落ち、ブレア率いる労働党が政権に就いた。しかしながら、「重要なのは教育、教育、教育」(1997年5月3日付朝日新聞)と主張しながらも、新政権がそれまでの保守党政権とどれだけ異なる教育を含む政策を実現するかは、多くのものが疑問に思っている。それは労働党が政権に就くために、これまでの労働組合中心の政党から脱皮し、中産階級向けの政策を打ち出したからであるといわれている。しかし単にそれだけであろうか？ 決してそうではないだろう。もはやイギリス教育制度の改革は戻れない所まで来たのであり、それは労働党にとっても次の改革への重要な足場となっているのである。サッチャー政権が成し遂げたもの、それは教育制度の一種の「modernization (近代化)」であった。これが本報告の主張である。

### 「modernization (近代化)」の意味

アンディ・グリーンはイギリスでは国民教育制度は依然として完成しておらず、また1980年代の教育改革によって最初に国民教育制度を破壊する国となったと指摘している<sup>1)</sup>。近代国家が一方では人びとを振り分ける社会的分業を土台としつつ、他方では国民的統合を必要とする限り、国民教育制度はどの国にとっても関心事であるはずなのに、イギリスは国家が教育に関心を持たない唯一例外的な国である(あった)とグリーンは主張

しているのである。

1988年教育改革法によってナショナル・カリキュラムがほぼ半世紀ぶりに導入された。新自由主義者であるサッチャーのもとでのナショナル・カリキュラムの導入は、貴族院でのキース・ジョーセフの反対が伝えられた中での成立で、評価を困難なものとした。事実、報告者も以前の論文では、このナショナル・カリキュラムの導入は、新自由主義とは理論的に矛盾するものとみていた<sup>2)</sup>。しかしながら、ナショナル・カリキュラムの導入と学校間の競争原理（市場原理）の導入は、日本でいえばJIS規格のようなものであると考えることによって、理論的に矛盾することではないことに思い至った。つまり競争をさせるためには共通の判断基準を必要とするし、また、全体的教育水準の低下を問題とするならば、ナショナル・カリキュラムの導入は、最も整合的でもあるからである。そしてこの枠内で、多様な学校のタイプを作り出すことによって、効率的に教育を供給することによって全体の水準を上げることが期待されたのであると解釈することが可能である。以上のことから、1988年教育改革法に代表される教育改革を指して、教育の「近代化」とであると評価することができると思われる。

しかしながら、イギリスにおける教育の「近代化」という意味は日本でいわれるところの「近代化」とは異なることに注意しなければならない。普通「近代公教育」といった場合には、近代国家が教育を組織し、それを梃子として経済発展や国民統合を図るものとして制度化されて来たものを想定している。ところがイギリスは基本的に国家が率先して公教育制度を整備してきた訳ではなかった。経済発展と教育制度はさほどリンクして考えられてこなかったため、極めて概括的な枠組みしか持って来なかったのである。だからこの場合の「近代化」はその内実は「現代化」を伴う「近代化」という意味である。これについては最後に論じる。

### サッチャリズムとは何であったのか

本報告ではサッチャリズムという言葉は使わなかった。それはなぜか。サッチャリズムを、サッチャー個人の政治的志向を越えたひとつの体制としてトータルに捉える視点を未だに我々は持ち得ていないからである<sup>3)</sup>。

イギリス政治史初の女性首相であり、名前にイズムがついた最初の首相でもあったサッチャー。サッチャリズムの定義は、本国イギリスでも一様に定まてはいない。80年代イギリスの左翼を最も悩ませた問題は、国民の支持を得たサッチャリズムの正体を暴くことであった。さらに「福祉国家」路線を固持しようとする左翼が保守的になり、従来左翼を意味していたラディカルはそれを破壊しようとするサッチャーらを指すようになり、逆転現象が起こった。「福祉国家」を破壊しようとするということは非常に分かり易いものであったが、破壊後の社会が如何なるものとなるかということについては混乱していた。サッ

チャー自身も含めて見当がつかなかったといっただろう。

サッチャリズムを新自由主義と新保守主義ふたつの側面から検討するものが一般的である。しかしこの場合、サッチャリズムをトータルに説明することは困難である。なぜならば新自由主義と新保守主義は相対立する原則に基づいているからである。またメージャー首相時代の政策を分ける者も当然いるだろう。A・ギデンスはフォーディズムからポスト・フォーディズムへという土台の変化の反映からこの問題を取り上げている。つまり、従来フォーディズムに相応しい生産関係を反映した組織として20世紀初頭から制度化が進められてきた労働組合、公務員制度、専門職制度などを「福祉国家」とともに破壊し、ポスト・フォーディズムの環境に相応しく変革することをサッチャリズムは目指したというのである<sup>4)</sup>。またドルのような極端な例では、サッチャー自身が「何のマスタープランもなく」矛盾した性格を有しているように、サッチャリズムは複雑な性格を持ち、一元的には理解できないとするものまでいる<sup>5)</sup>。つまり、衆目が一致した定義は未だないといえる。ただこれだけが共通していわれている。すなわち、サッチャーは「戦後のコンセンサス」（あるいはそれを体現した「福祉国家」）を破壊したのだ。

「福祉国家」とは、それまでの自由放任を標榜する「夜警国家」とは異なり、ケインズ経済学を基礎とした完全雇用と公共投資を主とし、国民の最低限の文化的生活と健康を（国民保険制度、国民年金制度、公教育制度、社会保障などを通じて）積極的に維持し整備する国家である。いわゆる「自由権」から「社会権」への強調点の移行と対応している。

しかしながら、1970年代には、ドル・ショックやオイル・ショックなどによる世界経済における景気後退により、はたまた高齢化社会の到来を受けて、こういった福祉国家政策の行き詰まりは、先進諸国で明白になってきた。もはや国家は国民の財産と健康を守るための十分な資金も力も持たず、公共事業は民間事業と比べて非効率적であり、肥大化した官僚機構は、非効率的な行政機関に転化していった。1970年代労働党政権の経済政策は、失業率の上昇とインフレ率の上昇を押さえることに失敗した。人権や平等の名のもとで、国民の間に「依存文化」が蔓延したという理由から、「福祉国家」批判が、平等よりも自由を主張する人々から沸き上がっていた<sup>6)</sup>。イギリス「晩期資本主義」はまさに「正統性の危機」とでも呼べる状況にあった。「福祉国家」路線とは明確に対立する「ドライ」のサッチャーが保守党党首に選ばれたことは、戦後のコンセンサスを保持しようとしていたヒース率いる「ウェット」の党内ヘゲモニーの喪失を意味していた。サッチャーは極めて単純な理論、すなわち計画ではなく市場を、平等ではなく自由を、団体ではなく個人の権利の優先を主張することによって、また徹底した公共支出の引き締めによって、「福祉国家」解体のチャンスを与えられたのである。さらにイギリスは、ヨーロッパ全体の経済の活性化、グローバリゼーション理論の拠点ともなるEC統合問題も抱えていた。イングラントの頭ごしに、スコットランド等の独立・分離加盟の動きもあった。国民国家存亡

の危機を迎えていたといっても過言ではない。EC参加に反対するサッチャーは自らのモデルとなる社会をヴィクトリア時代の大英帝国、すなわち国民国家全盛期に置いたといわれている。そこには自助精神と企業家精神を持った個人像がイメージされており、その後ろには強力な大英帝国が控えていた。

経済は方法にすぎない。目的は精神と魂である<sup>7)</sup>。

サッチャーの破壊したかったもの、それは平等主義或いはコレクティビズムとそれを支える組織であった。サッチャーの理想がヴィクトリア社会であるというのは正しい。しかし彼女は「歴史を逆転させようとした」（森嶋通夫）といわれるのは筋違いであろう。あくまでもサッチャーが目指した国家とは、近代化のあとに到来するものであった。

1979年総選挙で大勝し、サッチャーは政権の座についた。翌年アメリカで同様の主張をするレーガンが大統領になることによって、世界史は福祉国家の見直しの段階に到達したと考えられよう。そしてそれはギャンブル<sup>8)</sup> やギデンスらのいうとおり、ポスト・フォーディズムという現実に対応するための、イギリス「国民国家」の生き残りを賭けた社会改革の一大プロジェクトの始まりであった。

### サッチャーを支持する労働者階級

サッチャー率いる保守党が1979年の総選挙で明確にこれまでの政策との決別を表明し、労働党と43議席もの差をつけて勝利した後、長期にわたって政権を維持した背景には、労働党が代替案を提出出来ずにいるうちに既存の社会主義国家が崩壊したことが大きく影響しているが、それに加えて自由党（アライアンス）の台頭や、保守党を支持した（肉体）労働者の存在がある<sup>9)</sup>。

これまでの研究ですでにトーリー（保守党）支持の労働者階級が存在していたことは明らかになっており、労働者階級であるから必然的に労働党を支持するという多くの左翼を惑わした前提があった。これは、疎外された労働者の無自覚、『長い革命』や労働者階級が好きなゴシップ満載の大衆紙の下劣さを嘆いても始まらない事実である。

ボール・ウィリスの研究<sup>10)</sup>の最大の功績は、学校文化に反抗する肉体労働者家庭出身の「野郎ども」に変革の可能性を希望的観測として見出したことにあるのではなく、労働者階級のもっとも基本的な部分、単純肉体労働者の文化の中にサッチャーを支持する文化を発見したことである。彼らに共通して見られるマッチョの強調、父親あるいは成年男子の圧倒的優位、家を支える母親像などは、彼らが典型的なヴィクトリア時代の家庭を今でも残している唯一のグループであることを示している。しかしそれはまたサッチャーが主張した家族像でもあった。法と秩序に従属する性格は、こういった家族、すなわち父親の

発言力は絶対であるような家族でのみ養うことが出来る。もっともウィリスの研究でも明らかのように、労働者階級全体で見れば学校文化に順応していく「イヤール (ear holes)」のほうがむしろ多数派であったろう。

サッチャーのこの家族観が彼女が主張する個人主義や市場原理と矛盾すると指摘する論調が、フェミニストの一部にある。たしかに母親レベルでこれを考えると矛盾する。しかし社会レベルでは矛盾しない。たとえば1960年代高度成長期の日本。母親は企業戦士である父親を、会社で十分活躍させるために「銃後の守り」で家庭を世話し、子どもを育てることが強調されたのと同じである。男が安心して企業家精神を発揮し、競争できるためには安心できる「港のような」家庭が必要なのである。サッチャーの社会は女性を主要な戦力としてみてはいない。そしてこれもまた、単純肉体労働者階級の男性の家族観と一致するものである。

しかしながらサッチャーが理想とする家族像は1970年代後半から急激に壊れていった。離婚率の上昇、母子家庭数の増加、同棲といったほかに、性的マイノリティの人々による差別反対の主張は、人種的マイノリティやジェンダーの問題と同様に、労働党政権が主張する平等の実現という目的に叶うものであった。その一方で、典型的な家族を維持しているごく普通の人々にとって、価値観の180度の転回を要求する事態に戸惑いを隠せないものもたくさんいたのである。犯罪率の増加、失業者の増加の一方で、行き過ぎた平等についても反感があったし、ゲイやレズビアンの方頭および権利要求については労働者階級のみならず一般的には拒否感が在った。こういった人々は「平等」の建前からこれを否定できないことはわかっているが、現実の不平等感や支配的価値観の崩壊に戸惑いを隠し得なかった。こういった事実が人々の間に保守的なムードをつくりだしたのである。

また福祉国家政策の結果、「正直者が馬鹿を見る」状況は確実にふえつつあった。かつてはマルクス主義者であったチャーマンが、キース・ジョーセフに接近し、彼の懐刀として社会改革に乗り出すのは、あながち見当違いとはいえない。労働の価値を高く評価するマルクス主義者にとっても、「依存文化」が国民に蔓延しつつあるとみえたのであろう<sup>11)</sup>。「福祉国家」は人間の倫理観を変えるという目的からしても、失敗したのだ。また、所得政策をめぐるの大規模労働組合と労働党の決裂、また長期にわたるストライキは、一般の労働者階級においても、それ以外の一般市民においても、労働党政権への失望をもたらし、保守党を支持する基盤を提供したのである。

教育に関してより重要な指摘は、バーミンガム大学の現代文化研究所を中心に行われた。フィンたちは戦後の労働党の教育政策そのものに、伝統的な教育学者や保守党台頭の基盤を見ている。彼らは元々労働党が、一方では労働者階級の政党として漸進的社會主義をめざし、他方では国民政党的に福祉国家型資本主義を維持することで、選挙での勝利を得ようとするに「思想の二重性」を見出し、経済成長のみがこの矛盾の顕在化を先送り

にしてきたのであると主張する。しかし1970年代の景気後退は否応なくこの矛盾を顕在化させた。この矛盾の核心について、彼らは以下のように指摘している。

一般的な意味で、社会権とより多大な「平等」の拡大への圧力は、国家機構の長期的成長の原動力となってきた。しかし、実践においては、このプロセスは教育の領域における国家のある種の特質によって屈折させられ、内容が与えられる。鍵となる特質は、学校をその他の教育機関から分離させ、教育の概念全てを学校に独占させてしまうという傾向であり、教職の専門化と制度内での教師のセクト的利害を追求すること、そしてとりわけ、資本の利益を教育政策立案者や行政官に重視させるような構造的必要性である。だから、生産においてと同様に学校においても、強制を本質とする学習の必要性は極めて疎外されたものとして経験されるのだ。学校はさらなる階級闘争の場となった。互いに拮抗する様相を呈する親、教師、子供の分断は、この制度に本質的に備わっているものである。教師と協調する労働党の政策の一般的傾向は、さらに、普通の親の上に「専門家」の領域を位置づけ、親の持つ文化が体現するコンセンサスの価値を低めた。労働党のイデオロギーにおける社会改良の傾向は、もっとも侮蔑的な方法でこれを成した。(略)同時に、進歩主義は学校をより密教的にしてしまった。こうして、労働党の教育上の全体的な立場は、討論の指導権を敵に明け渡したばかりでなく、実際には新しい抑圧の形態を提供したために、扇動的で、反官僚主義的であり、反国家主義的トリー主義<sup>12)</sup> にとって猛攻撃のチャンスを与えてしまったのである<sup>13)</sup>。

こうしてサッチャー率いる保守党政府が、「福祉国家」を破壊するために、誕生したのである。

### 「(教師の)教育の自由」の伝統の内実

従来、イギリスでは中央政府はカリキュラムには介入せず、中央政府、地方教育当局(LEA)そして学校のパートナーシップで教育制度は動いているといわれてきた。これは中央の統制の強い日本にとって、非常に魅力あるものとされ、日本でも目指すべきモデルのようにいわれてきた。こういったイギリス教育の特質は日本のみならず本国の教育学者らによっても伝統として引き継ぐべき価値のように取り扱われてきたことは確かであろう。そのため、ナショナル・カリキュラム導入が発表された時点での教育関係者の反応は、日本も含めて否定的であった<sup>14)</sup>。

しかしながら、国家のカリキュラム統制が最初からなかったとするのは正しくない。歴史的に言えば、1862年の改正教育令によって導入された出来高払い制度とスタンダードというカリキュラム統制が一般大衆を対象とする基礎教育の分野においては導入されていた

のである。この制度は徐々に大綱化され、1900年頃から消滅し、最終的に1926年規則によって中央のカリキュラム統制は廃止された。他方、中等教育の分野では1904年規則によってカリキュラム統制が行われたのが最初であると思われるが、それも1944年法によって廃止された。中央政府がカリキュラムへの介入はしないとしたのは、結局1944年以降のことであった。しかも、これらの廃止は、実は教師の教育の自由を認めたから実現したのではない。基礎教育の場合には、社会主義思想を自覚し、先鋭化した教師を一般の教師から分断するために、教師に対して専門職としての自覚を促し、賃金政策を伴った形で導入されたのであり、その一方では11プラス試験が一般化していたから、中央政府が基礎教育の教育内容に対して「自覚的に」統制を図ることを辞めてしまったのだと見る方が正しいだろう。1944年法の中等教育の場合には、同時に外部試験制度の見直しと三分岐型中等学校の導入で、直接国家が介入しなくても外部試験制度がエリートを選抜する機能を果たすことが期待されていたからであろう<sup>15)</sup>。

結局、これら二つの政策は保守党（政府）によって導入されたのであるが、双方ともに基礎教育の内容を積極的にどうこうするというよりも、放置する政策であった。そしてカリキュラム統制は専らエリートを選抜するためののみつかわれてきたし、最大のエリート再生産機能を果たすパブリック・スクールは完全に蚊帳の外であった。ほっておいてもエリートを生産してくれたのである。労働党ですらパブリック・スクールをつぶそうとはしなかった。

他方第二次大戦後、コンプリヘンシブ・スクール政策を提唱した労働党はどのようなカリキュラム政策を持っていたらうか。彼らもまた中央政府非介入の原則を守ってきたように思われる。労働党と教員組合の友好関係がそれを可能としたのであり、スクール・カウンシルのような間接的統制が機能していたと思われる。この間、教育の専門家が台頭してくる。「平等」が指導的価値とされ、研究も進み、「平等」の名のもとで主張される事柄が拡大した。さらに11プラス試験の実質的廃止は初等学校段階の外部試験によるチェックの廃止を意味した。ここにはやりのプログレッシブな教授方法が採用される土台があった。

こうして16歳時に受験するGCEのOレベルあるいはCSE以外には、子供達の教育内容を規制するものはなかったのである。義務教育は1976年まで15歳で終了していたから、受験しない子供達は15歳で離学していったわけであるが、それが分かっている子供達は時間潰しに学校に来ていたということもいえるし、教師もまた彼らには冷たい。

日本の感覚からいえば、イギリスの教育制度は「冷たい」制度である。子供達が何を身に付けていったのか不透明なままであった。グリーン指摘するように、不思議な国であったという方が適切であろう。そしてそれは、イギリスでは教育制度と経済発展はさほどリンクしないものとして考えられていたことと深く関係している（一部の理論家、たとえば

ウィナー<sup>16)</sup>などにとってはパブリック・スクールはむしろ経済に対して敵対する文化をもつものとまでみなされている)。

結局、日本の状況と比べるならば、イギリスの状況は全く正反対のものであったといえる。日本における「教育の機会均等原則」の理解は、全国画一的な教育条件の整備と共通カリキュラムの供給<sup>17)</sup>であった。国家的見地からもカリキュラムは重要な教育政策のひとつとなっていた。さらに1960年代には「人的投資論」に依拠した教育計画論が主流となり、経済成長と教育に対する関心がさらに高まった。イギリスでも、経済と教育の関係を論じる契機をこれまでもたなかったわけではない。人的投資論はイギリスでも導入され、ロビンス報告に見られたように大学教育の拡大が勧告された。しかし基礎学力に関しては管見の限りいわれたことがない。優秀な生徒の能力の「浪費」を懸念して、中等教育の機会の開放を要求したのは、1920年代のヤング委員会報告や『中等教育を全てのものに』にみられたように、労働党のレトリックであった。これらは、心理学の実験結果から75%のものが中等教育を受けるに相応しい能力を持っているとまで主張した。こういった主張が保守党からなされたことはない。しかもその一方で、労働者階級においては、学校ではなく、職場における徒弟制と労働組合といった確固とした教育機関があり、学校は就職までの時間潰しといった態度がつい最近まで見られた。つまり、イギリスは、労働者階級に基礎学力や技術力を付けることを、労働党の一部を除いては、誰も経済発展の推進力としてみてこなかったのである。雇用者も同様である。イギリスは企業内訓練のない社会であるといわれている。技能を持った労働者を雇えばすむからである。こういった態度がイギリスの技術教育や科学教育の発展を阻害して来たのであり、こういった事態が、「教育の自由」という名のもとで、正統化されてきたのである。

### サッチャー政権の社会改革

サッチャーとて選挙で負ければその政策を実現するわけにはいかない。また保守党全体がサッチャー及びその理論を支持していたわけではない。従って、政策をすべて最初から予定通りと見ることは差し控えなければならない。しかし、危ない危ないと総選挙のたびにささやかれつつも、フォークランド紛争や経済ブームに救われ、総選挙に勝つたびに、着実に彼女は信念のもと、内閣改造を行ないつつ、自分の陣営をかため、政策を実現していったのである。その姿は「鉄の女」と呼ばれるのに相応しいものであった。

サッチャーが保守党党首に選出されて以来、保守党は政策立案・施行戦術を大きく変えた。それは従来の関係官僚による立案よりもシンク・タンクの登用や、たとえば従来の官僚組織とは異なるマンパワー・サービス・コミッション(MSC)のような新たなルートの活用という点と、各シンク・タンクの報告書の山やタブロイド版大衆紙を徹底して使う



メディア戦略といった点に如実に現れている。また、サッチャー政権全体としての特徴的な政策は、なによりも、労働組合と地方自治体の弱体化であった。労働組合に対しては徹底した対立姿勢と共に、組合員個人の権利を強調することによって、クローズド・ショップやユニオン・ショップを廃止させたり、スト批准投票を義務づけることでストライキを打たせづらくしたり、さらには上位団体への支援や労働党への加盟などへもブレーキを掛けることに成功した。また第二に、公共支出の削減を通じて、中央政府ならびに地方自治体の財政をコントロールすることで、民活導入を図り、徹底した行政改革を行った。エージェンシー制度や、第三セクターを設立し、人員の削減を行ったのである。イギリスの地方教育当局（LEA）は地方自治体を指すため、LEAの権限を弱めることが、その財政支出を押さえるのと同時に進められた。そしてそれはまた、公務員組合の弱体化を進め、労働党の支持基盤を彫り崩すことでもあった。イギリスでは教員賃金のモデルケースを中央のバーナム委員会が設定し、各地方自治体がそれをもとに地元の教員組合と団交することになっていた。しかしながら、教員賃金は地方自治体の公共支出中かなりの部分を占めていたため、中央政府は教員の賃上げ要求を極力押さえるために、この支出に対する上限を設け、それを越えて賃金を支払った地方自治体の場合、総額でレート・サポート・グラント（地方税交付金）を減らす手段をとった。そのため、教員組合もまた、公共支出削減と労働組合の弱体化というこの政策の影響をもろに受けたといえる。主要な教員組合は賃上げを要求して長期のストライキ体制に入ったが、これがまたストライキ反対を支持する組合の創出をもたらし、内部分裂の様相を呈し、一層、組織の弱体化を進めたともいえよう。第三に、対外的には親米路線を取り、ヨーロッパ統合を批判し、EC加盟に対しては反対を表明していた。「裏口からの社会主義」の侵入を嫌い、強いイギリスを再建することだけを考えていたといえる。第四に、個人の権利と私有財産を増やす政策である。国有化産業の民営化、株の個人売買を認め、持家制度を奨励した。消費者の権利を主張することによって、個人の復権を果たそうとしたのである。そしてそういった事柄がある程度定着したと判断したと思われる第三期、サッチャーは「福祉国家」最大かつ最後の牙城と呼ばれた国民保健制度の改革と、教育改革を選挙綱領にうたい、自らこれに着手する<sup>18)</sup>。その結果が1988年教育改革法であり、1990年のコミュニティ・ケア法<sup>19)</sup>である。

サッチャー時代の教育改革の中心的課題は、親や雇用者の消費者としての権利の主張を社会のニーズと言い換えて公教育の社会に対する責任を強調し、現実社会の教育要求にすぐさま柔軟に答えるような教育制度を公共支出削減の中で達成することであった。そしてそれは四つのプロセスを経て行われた。第一はカーライル文相の就任期間で、これは短命であり、前党首ヒース一派への配慮とでも言うべき時代である。本格的な教育改革は、キース・ジョーセフ文相と、ペーカー文相とに分かれる。ジョーセフの時代には、教育ヴァウチャー制度がその主眼であり、第三のペーカー文相の構想は1988年教育改革法、教員養成

制度と教員資格制度の改革に体现されている。その後10年間、多くの教育法が成立しているが、基本的な方向性は、ペーカーによってつけられたと考える<sup>20)</sup>。最終局面はデアリングの時代とでもいえようか。デアリングがやったことはペーカーの基本線にのっとりつつも、国家の一機関である「学校カリキュラムと評価に関する当局 (School Curriculum and Assessment Authority---SCAA)」による自主的なガイドライン作成や勧告の作成を通じて、体制を整えたものであると考えられる。ここにおいてナショナル・カリキュラムは建前としてはガイドラインとされ、強制的であるとすれば要求されるはずの予算措置を回避する形で、実質的な統制を実現したのである。

### サッチャー政権の教育改革

それではサッチャー時代の教育改革を、主に市場原理とナショナル・カリキュラムあるいは教育水準論争といった観点から再検討して見よう<sup>21)</sup>。

まず第一局面であるが、保守党政権誕生後の最初の教育科学大臣カーライルは穏健派に属し、この時期は前任の党首であったヒースおよびその陣営に対する配慮の組閣であった<sup>22)</sup>。この時期には、すぐさま労働党前政権の置き土産であるコンプリヘンシブ・スクールを法制化した1976年教育法が廃止された。また長年の慣例から、労働党政権の積み残し、つまり直接的にはテラー勧告内容への対応としての1980年法が準備されたが、同法には勧告内容以外に、援助席計画 (Assisted Places Scheme--APS) というものが加えられている。これは公立学校にいる成績優秀な子供に対して、国が費用を援助することにより私立学校の教育を受けることを可能とするものである。同計画は公立学校から優秀な生徒を引き抜き、公立学校の水準低下を狙うものとして、公立学校制度擁護者から強く批判され、多くの地方教育当局によって拒否されたし、その対象規模もわずかであった。しかしながら、同計画は軽視できない理論的問題を含んでいた。ここにサッチャー等の基本的な考え方が現れているからである。すなわち、第一に私立学校への絶対的信頼が現れていることである。第二に、これまでの公教育体制の下、最大の犠牲者は、平等の名のもとで十全に能力を発揮できない「優秀な子供達」であるという認識である。同計画は、こういった子供達に財政的援助を与えることで、私立学校での最善の教育を受けるチャンスを与えるということを目的としており、これを「教育の機会均等」原則の実現であると主張した点にある。1980年法にカーライルがどの程度まで関わったのか明らかではないが、援助席計画の導入は、サッチャーの教育改革として重要な政策であった<sup>23)</sup>。

第二局面になると、本格的な教育改革への動きが出て来る。サッチャーの政治学上のメンターであるといわれているキース・ジョーセフは、自ら希望して文相に着任している。サッチャーの自伝によると、少なくとも1980年から86年までの間、彼らを魅了していた政策は教育バウチャーであり、あるいはそれにかわるものであった。

ジョーセフは長引きそうな改革について考え始めていた。就学者数の自然減は、生徒一人当たりの公費支出を記録的に上げることを可能とし、教師一人当たりの生徒数を最善の状態にもっていく。しかし特別経費は教育水準を上げることにしか使えない。公費支出も生徒数比率もそれを保証しない。だからキースは教員養成を変えようとした。彼はスクール・カリキュラムの新しいガイドラインを発表しようとしていた。キースと私はヴァウチャー制度か、あるいは少なくとも「オープン・エンロールメント」と「頭割り補助金」とを組み合わせることで――これは公立学校に適用される一種のヴァウチャー制度である――の可能性を真剣に検討するによって、もっと親の選択権を強める方法の模索に腐心していた<sup>24)</sup>。

キースと私は常に教育ヴァウチャー制度に引き付けられていた。・・・しかしキースが忠告し、私が受け入れたことは、我々は直接的にヴァウチャー制度を導入することはできないということであった。実際、我々は、教育改革を通じて、親の選択と教育の多様性を他の方法で実現していったのである。援助席計画、1980年親の憲章のもとでの親の選択権、などなど。我々はヴァウチャーという言葉を使わずしてこの目的に向かって進んできた。

1988年教育改革法において、我々はこの方向へ更に進んだ<sup>25)</sup>。

ここでいわれている教員養成制度の改革は、教員養成に関してだされた白書にもとづき、1984年に教員養成評価委員会（Council for Accreditation of Teacher Education--CATE）を設置することに帰着する。同委員会は教員養成機関としての基準を設け、それに合致しているかどうかHMIによる視察を行なうものとされ、同委員会によってコース認定をされない限り、有資格教師を養成できなくなった。また各教員養成機関には地方の委員会が設置され、そこを通じて地域の産業、商業、地方教育当局および学校によって発せられる地域の要求などが集約されることが期待された。教員養成コースは授業時間を36週にまで増やされ、教員養成機関大学・カレッジの教師は学校での教師経験があるべきであるとされた。

次のカリキュラムのガイドラインとは、恐らく1984年にジョーセフによって受け入れられた16歳時で受験して取得する中等教育終了一般資格（General Certificate of Secondary Education--GCSE）とそのシラバス<sup>26)</sup>を指していると思われる。GCSEの導入は保守党の政策というよりも長年の懸案であった。すでに労働政権時代、1978年にウォーデル委員会によってそれまでの中等教育終了資格であった一般資格(General Certificate of Education--GCE)と中等教育資格（Certificates of Secondary Education--CSE）を統合

して一つの試験にするという勧告がなされており、1980年にカーライルがこれを具体化する方向で動いていた。1982年、ジョーセフが着任した時、この制度の実現は試験の内容如何であると言明し、1983年、新たに設立された学校試験委員会 (School Examination Committee--SEC) にそのカリキュラム内容の検討を諮問し、1984年から1986年にかけてシラバスが公表され、一回目の試験が1988年から実行される運びとなった。新試験制度のシラバスの作成においては、目標としてごく普通の16歳児の8割から9割が合格するものとされ、多種多様なシラバスが準備されることが予定された<sup>27)</sup>。ここからナショナル・カリキュラムのそもそもの発端をジョーセフに求める教育関係者もいる。しかしながら、ポールのインタビューに答えてジョーセフは、この制度では生徒の「差異化」をもたらすことと非強制的であることがとても大切であるとし、強制的な1988年教育改革法におけるナショナル・カリキュラムとは一線を画していると主張している<sup>28)</sup>。

ここには、彼らが信奉していたハイエクの自生的秩序への信頼があった。親の権限を強めることにより、現在ある公立学校を地方当局の手から解放し、消費者である親の要求に答えさせることができれば全て解決するとされたのである。ジョーセフの下で導入された1986年教育(第二)法は、学校管理団体の活性化を意図するものであり、それは教育ヴァウチャー制度の導入を断念した後に考えだされた代替案であった<sup>29)</sup>。同法ではカリキュラムに関しては地方教育当局のカリキュラムのガイドラインにしたがって各学校が決定することとされていた。つまりカリキュラムに関しては、外部試験であるGCSEの導入による国家のカリキュラム・ガイドラインの再構成と、技術・職業教育イニシアチブ

(Technical and Vocational Education Initiative---TVEI) が積極的に取り入れられただけであり、義務教育全般を通じてのカリキュラムのガイドラインは考えられていなかった。このTVEIは、教育科学省の政策ではなく、産業省のもとに作られ、独自のルートをもつMSCによって積極的に導入されたものである。MSCはもともと離学後の青少年を対象とする職業訓練を供給する組織であったが、学校のカリキュラムに対する初めての介入は、ジョーセフの暗黙の了解の上に、多くのLEAの職業教育への強い反対のもとで導入された。TVEIの建前上の目的はすべての子供達にバランス良く職業教育が与えられることであるとされたが、実質的にはなんら資格なく離学していく非アカデミックな子供達を対象に、予算獲得を目的とする学校によって導入されたというのが事実であろう。

### 「教育の近代化」はペーカークのアイデアであった

長引く教員賃金を巡る闘争で、ジョーセフは疲れきっていたし、教員をコントロールできない彼への不満から、サッチャーはペーカークを後任にすえる。そして三度目の総選挙に、福祉国家の根幹ともいえる領域であった教育改革と国民保健サービス改革を打って出ることになるのである。その際ペーカークが主張した内容にシティ・テクノロジー・カレッジ

(CTC)<sup>30)</sup> と、ローカル・マネージメント・オブ・スクール (LMS)<sup>31)</sup>、オプト・アウトとgrant・メインテインド・スクール (GM)<sup>32)</sup> と並んでナショナル・カリキュラムの導入が入っていたのである。

これに対してサッチャーは、消極的にはあるが、合意している。彼女は選挙綱領で教育改革を訴える際、イギリスの教育水準の低下問題をその出発点にしたからである。

(教育水準の低下) への解決法の一つは、理論的にいえば、より中央集権的な方法に進むことだったろう。この頃になると事実私は、少なくともコアとなる科目については何らかの一貫性があるべきだと思うようになっていた。国家は、子供達が何を学んでいるのかということに対して無知でいるわけにはいかない。それ以上に、もし子供達が転校する場合、自分達が学んできたものと全く異なる勉強を強いられるということは破滅的だ。ナショナル・カリキュラムは全国的に認められ、幾つかの時期をおいてテストすることでモニターされるべきだろう。そしてそれは親、教師、LEA、政府に対してうまくいっているかいないか判断させ、必要とあれば救済措置をとることを可能とするだろう<sup>33)</sup>。

しかしながら、その科目や内容を巡ってはベーカーと対立することになるし、またベーカーも極めて古典的な教育内容を想定していたことでその後のナショナル・カリキュラムを開発することになった協議会メンバーと対立し、とくにベーカーの後任、ケネス・クラークがその急先鋒に立ったことも有名すぎる話である(ボール、コックス、グレアム・ダンカンらの著作を参照)。結局「こどもたちに何を教えるのがよいのか」という問いを立ててしまうと、そこに論争が起こることは当然である。そうなるにサッチャーも本音を語る。

ナショナル・カリキュラムの提案とそれに伴うテストなど必要なかったのだ。ケン・ベーカーは当初、ナショナル・カリキュラムを検討するための担当者の任命や決定に関して、DESとHMI、それと進歩的教育学者にあまりにも遠慮しすぎた。一度官僚の力が働いてしまえば、とめることは困難だった。ジョン・マクレガーは、私からの圧力を受けて、できる限りのことをした。(中略)。しかし(出来上がったナショナル・カリキュラムは) 全体的に見れば私が当初思っていたようなものと全く異なるものだった。首相を辞める時分には、このナショナル・カリキュラムとテストはもっと簡略化されるべくもう一度検討される必要があると確信していた<sup>34)</sup>。

ナショナル・カリキュラムを巡るサッチャー自身のこういった言明は、当初国家のモニターの役割が言及されていたことからみれば明らかに後退している。これについては後述

する。いずれにせよ、ナショナル・カリキュラムとテストの導入が法律によって決められてしまったために、その実現に向けての作業が、ペーカー、マクレガー、クラークと三代を通じて、紆余曲折を経て行われた。

一番始めのガイドラインが1990年に発表され、その年の入学生から適用され、1991年にはキイ・ステージ1（7歳時）の試験が行われることになっていた。結局、ペーカーの出現によって、16歳離学時でのテストのみならず、学校生活を通じて、どれだけ教育内容を消化したか、あるいは理解したかということが明白に計量化されることが期待されたのである。しかしながら、これを教師たちは専門性へのチャレンジであると見た。当初評価は外部試験のみで行われるとされたからであり、カリキュラムの内容もこと細かく規定されており、教師の自由裁量権がほとんど認められていなかったからである。これに先立って行われたGCSEの成績結果が公表されるに及んで、リーグ・テーブル導入への懸念から、教師の側の反対は熾烈なものであり、試験のボイコットが全国的に行われた<sup>35)</sup>。またカリキュラムの内容の質と量に関しても批判が集中した。またこのナショナル・カリキュラムとGCSEとの関連も不明確のままであった。事態は硬直化したかのように見えた。

第四期は、ナショナル・カリキュラムの再編とそれ以降の教育政策の中心的立案者となったSCAAとその議長であるデアリングの時代である。

政府はデアリング（後に卿の称号を受ける）を紛糾したナショナル・カリキュラムとテストの調停者に出し、状況打開に乗り出した。彼は自らの意見を一切出さず、教育専門家ではないことを全面に押し出し、徹底した調停者としての役割を演じた。この調停期間中誰もが意見を聞いてもらったという満足感を得たという。しかしその報告書は誰もが不満足であった。が、誰か一人が大満足ではなかったため、受け入れられたのだという。デアリングは、人間が一番幸せな状態で良く働くのは自分の自主性が認められている時であるとし、そうする条件さえ作れば良いのだと筆者の質問に答えている<sup>36)</sup>。さらにこのデアリング報告書はナショナル・カリキュラムに関するガイドラインであることが強調され、教師の自主裁量の余地を残した。しかしそれはまた同時に導入されたLMSとあいまって、ナショナル・カリキュラムが必要とする人員配分およびそれに要する予算措置を国家が引き受けなくても良いという道を残したのである。学校がこの目的をどのようなプロセスで達成したかどうかは問題でなく、テストの成績という結果のみが大事とされたのである。

### 教育水準の低下というキイ・ワードについて

以上みてきたように、ペーカーが登場するまで、サッチャーの教育政策には強制的ナショナル・カリキュラムの導入される余地はなかった。外部試験とTVEI、教育ヴァウチャー制度しかなかったといっても過言ではあるまい。そしてそれはそして多くの研究者が指摘するように、サッチャーとジョーセフの言動には、総選挙を闘う際に、教育水準の低下問

題をその出発点においたと彼女自身が述べていようと、ナショナル・カリキュラムに対するある種の敵対心のようなものが事実としてあった。それはなぜであろうか。

ジョンソンによれば、ナショナル・カリキュラムの導入は強力な国家介入によって実現せざるをえず、これは反中央集権主義に立つジョーセフやサッチャーにとって大きな矛盾であり、この矛盾、パラドックスに新自由主義者ジョーセフは在任中ずっと悩まされていたのである<sup>37)</sup>。確かにジョーセフは担当省である教育科学省の官僚や教育関係者との対立に悩んでいたし、この根本的な矛盾を嫌っていたかもしれない。しかし、労使関係法のように、国会で重要な法を次々成立させ、政策を実現させていったのがサッチャー政権の特色でもあった<sup>38)</sup>。サッチャーがこういったことに悩んだ様子はない。ジョンソンの上げる理由は不十分である。

次に、ナショナル・カリキュラムの導入は彼らが嫌った専門職の手を借りなければできないことが理由として上げられよう<sup>39)</sup>。ロートンによれば、官僚も彼らにとってはいつの間にか「左翼」と同値とされていた<sup>40)</sup>。更に悪いことに専門職も官僚も、中産階級なのである。この中産階級は、しかしながら、サッチャーが理想とする産業資本家的中産階級ではない。福祉国家的政策が導入されてきた1860年代から徐々に肥大化していった新中産階級であった。このグループこそが「平等政策」を推進し、プログレッシブな教育方法を歓迎し、拡大した高等教育機会の恩恵に浴したグループなのである。そしてまた、イギリスの伝統的なカリキュラムを嫌い、社会科学にそまり、「新しい歴史」を主張する専門家もこの仲間であった。戦後の福祉国家のコンセンサスの担い手であった新中産階級。これがサッチャー達の批判の真のターゲットであり、そういった意味ではサッチャーの社会改革は中産階級の中のヘゲモニー争いでもあったといえるだろう。

ジョーセフの時代には、先に述べたようにGCEとCSEが統一された。これは長年の懸案であった離学年齢の16歳への引き上げが漸く1973年に実現したために、16歳児全てを対象とする資格制度の必要性が生じていたのである。そしてこれまた長年の懸案であったGCEのOレベル試験とCSE試験が統合され、1985年にGCSEに一本化されるとともに、金字塔であったGCEのAレベル試験に対して、負担を半減するASレベルを導入した。その一回目の試験は1988年に実施されることになっていた。ジョーセフ達がナショナル・カリキュラムの導入を必要としていなかったのは、この外部試験による統制という従来からの統制手段だけを考えていたからである。そしてグリーンによればこのアイデアはミルに遡ることさえ出来る<sup>41)</sup>。

それでもGCSEの受験は任意であり、目下40%のものが無資格のまま離学していくのが実情であった。TVEIはこういった生徒達を対象としていたのである。他方、エリート選抜機能はGCEのAレベルという金字塔が絶対的なものとして存在していた。大学進学や銀行への就職には必須のものであった。狭すぎるカリキュラム内容に関しては批判が集中

していたものの、ASレベルを導入しただけで根本的には変更されておらず現在にいたっている。学校制度をエリートの再生産機能としてのみみなすならば、私立学校とグラマースクール、大学<sup>42)</sup>さえしっかりしていれば問題がないと考える。こういったある種の伝統的態度がサッチャーやジョーセフに見られるのである。結局サッチャーの教育改革構想は、「平等」の下で犠牲を強いられているエリートを救い出すことに主眼があり、そのエリートとは伝統的な文化の担い手でもあった。そしてそれはEC統合という現実を前にして強い国民国家を支える戦力として考えられたのではないだろうか。

つまりサッチャーが問題としていた教育水準の低下は、労働党政権時代に廃止されてしまった直轄補助金学校や伝統的グラマースクールを経由してオックスブリッジに到達する（自分のような）公教育制度出身のエリートが、コンプリヘンシブ・スクール導入によって誕生しなくなったことを意味していたのであると考えるほうがより整合的である。だから、全体の水準を上げるためには必要と考えられるはずのナショナル・カリキュラムの導入は考えられていなかったのである。

さらにこれについて付言すれば、サッチャーとジョーセフは、「イギリス病」脱却の処方箋として、労働者階級全体の教育に投資するという考えをもっていなかったことが指摘できる。彼らにとって直接問題となった「底辺層40%」はTVEIによって何らかの職業訓練が与えられるはずであった。生産性を上げる手段は、専ら、労働組合といったような既成の利害団体を潰し、自由な労働力を創出することであると信じきっていたとハットンが批判している。そうすれば、「経済人」としての労働者は高い給料を得るために、よく働くようになる<sup>43)</sup>と。

全体の教育水準をあげるということを念頭に置かなくても、もうひとつ別の理由が考えられる。これは学校を競争させるにあたって、共通の基準というものが必要となるという市場原理からある意味で「必然的に」生じるものである。そしてこれに伴う結果の公表が判断基準となるのである。これはサッチャー自身が先に引用したように認めていることである。

こうしてナショナル・カリキュラムはいわばJIS規格の基準といったものとして準備されることになるのである。

しかしながら時代は確実に変わっていた。離学年齢を越えても在学するものの数が増え、学校資格を就職の採用条件とする雇用者がますます増大したのである<sup>44)</sup>。またポスト・フォーディズムの社会は、これまでとは異なる労働者を必要とする。以前ならば景気回復とともに解消していたはずの成人男子に見られる失業の長期化は、再雇用が再教育の必要を伴っているという困難のために生じて来ているのである。こうして、教育はたんに個人の問題として考えられるような次元を越えて、社会全体に与える影響を真剣に考慮すべきときが、イギリス社会にようやく到来したといえるのである。



ベーカーは産業省担当時代、情報技術（IT）の振興に努め、21世紀社会を見通した労働力形成を学校の役割に入れようとした。シティ・テクノロジー・カレッジとナショナル・カリキュラムは全体の水準を上げるために必要であったのである<sup>45)</sup>。こうして、ベーカーが担当大臣となったために、ナショナル・カリキュラムは導入されたと見ることが出来る。

ベーカーもまた教育科学大臣のポストを狙っており、チャンス到来と見て取ると自ら積極的にサッチャーにアプローチしている。前任者ジョーセフはベーカーに「教師を攻撃してしまった私のミスは繰り返すな」<sup>46)</sup>と忠告して辞めていった。ベーカーは彼なりの戦後の教育政策の総括を行なっている。彼によれば、コンプリヘンシブスクールは失敗しているし、労働者階級の大学進学率は1940年代よりも低いこと、さらに12%しか高等教育へ進学していないという問題を抱えているのであった。ベーカーはグラマースクール並みになるといって導入されたコンプリヘンシブスクールの失敗を各国と比較することで暴露する戦術をとった。そして着任する際、「教育水準と選択」を自らのモットーとしたという。その具体化がナショナル・カリキュラムとテスト、シティ・テクノロジー・カレッジと国庫補助金学校（GM）である<sup>47)</sup>。

これら二つのテーマは、テストを伴うナショナル・カリキュラムと、シティ・テクノロジー・カレッジとグラント・メインテンド・スクールの導入によって示されるが、私の目的を達成するための方法であった。これはこの国のどこに住んでいようとすべての子供達の教育の質を良くするものであった。もし優秀な子供達だけに集中すれば、特に秀でた学校を造ることは難しくない。しかし教育制度の本当の試練は、如何に平均およびそれ以下の子供達を扱うかということと、彼らに如何にチャンスを広げてやれるかということだ。すべての子供達、もっとも出来ない子供でさえも、引き出すことの出来る何かを持っている。そして私のもっとも好きな言葉のひとつは『アテネのティモン』からの引用であるが、『火打ち石は打たれなければ火花を散らさない』というものだ。良い学校と良い教師の役目は、まずこの火打ち石を見つけ、火を起こすことだ<sup>48)</sup>（下線部引用者の強調）。

着任と同時にベーカーは、ジョーセフが消耗し、失敗した教員の賃金問題に決着を付けた。これによって、これまでの全国的賃金モデルを決定していたバーナム委員会が廃止され、教員は賃上げを獲得したが、労働条件に関する契約を明確にすることになった。シティ・テクノロジー・カレッジは1988年教育改革法案に盛り込まれた。そしてナショナル・カリキュラム導入へとサッチャーを説得にかかる。特に英語教育が問題の始まりであった。「自国語に関する文法や歴史、構造を教えない国は英国の学校だけだろう。そこでは英語

教育は、自国語は階級支配の道具であると論じる馬鹿げた政治的ファッションの犠牲となっている<sup>49)</sup>。階級やマイノリティの壁が消滅しない限り、言語に『正しい』ものはない。・・・学校で文法や正しい綴りと句読点の打ち方を教えることは、『子供の豊かな想像性や創造的表現』にとって不適切あるいは最善ではないとして、教えることを拒否する教師がいる<sup>50)</sup>。英語教育に続いて歴史、地理、さらには数学、音楽までもがカリキュラム論争に発展していったのはボール<sup>51)</sup>がすでに指摘していることである。

ベーカーは、教育水準を上げるのにはGCSEでは不十分だと見ていた。「伝統的に、イギリスでは校長がカリキュラムを決定してきた。11プラス試験が廃止されてから、唯一の外部試験は16歳時のGCSEである。このことは、幾つかの学校、幾つかの地方当局では、何をいつ、生徒達に教えるべきかというよりも、何を教えるべきではないか、といった流行の意見に惑わされるという事態を招来している。子供達はどこに住んでいるかによって、同じ能力を持っていても大幅に異なる水準を達成することになる。公立学校で、良い教育にあたるか悪い教育にあたるかは一種の籤のようになっているのだ<sup>52)</sup>。また彼の腹心にあたるポイソンは、GCSEの目的が9割の子供達が何らかのマークを得るようにしてあることから、従来の上位20%にしかマークを与えないGCEのOレベルと異なり、教育水準を上げることに貢献していないと主張していた<sup>53)</sup>ことも重要である。

こうしてナショナル・カリキュラムは、ベーカーの積極的な動きがあつて法案に盛り込まれたといえる。またナショナル・カリキュラム導入に合わせて、さらには理系教師の絶対的不足を補うために、教員養成制度の改組が行われ、最終的には5つの教員養成のルートが準備されている。この間、現場経験重視の傾向が強く打ち出されている。

### まとめにかえて－イギリス社会の行方

日本はすべてのものに共通のカリキュラムを教え、それを支える条件整備として教師の定数も決められている。そして共通のカリキュラムを学習することで学力による選抜が行われ、高等教育へと到達して行く。学校全体が階層化され、社会的分業の選抜手段となっている。しかもこのカリキュラムは文部省が決定している。これは「教育の自由」への統制である。

イギリスでは中等教育は実は依然として共通のものとはなっていなかった。11プラス試験が廃止されて以来、初等教育のカリキュラムは教師の自由に任される傾向にあり、時間割のある小学校はほとんどなかったといつて良いだろう。GCEのOレベルも、CSEも受験は強制的ではなかった。離学年齢と受験年齢も異なっていた。義務教育は教育内容よりもむしろ年齢が重視されたのである。受験しない生徒達は学校に期待するものがなかったし、教師も彼らに期待しなかった。『ハマータウンの野郎ども』はその典型である。

労働市場が階級文化によって左右されてきた時代はそれでもよかった。学校を手段として社会上昇移動を行なってきたのは、一部の労働者階級と新中産階級であったからである。しかしイギリスの経済の立ち後れの原因を一般的な教育水準の低さに見たベーカーにとっては、放置できるものではなかった。一方サッチャーとジョーセフは、実は最後まで強制的なナショナル・カリキュラムの導入には反対をしていた。義務教育それ自体をもそれが強制的であるという理由からジョーセフは反対であった。彼らは個人の価値観に関わることには介入しないという自由主義の伝統を守ったともいえよう。彼らは何らかのカリキュラムに対する国家統制の必要性を認識してはいたものの、強制的にすることには反対であり、多くの選択を与えるという名目で、生徒の能力を細分化し多様化することを主に考えた。それはある意味では、学校管理団体の独立、生徒数をもとにした補助金分配方法という市場原理と親の学校選択で問題を解決出来るとしたからであり、外部試験という従来のカリキュラム統制方法で十分であるという判断があったからである。しかしながら先進国病に大なり小なりかかっている多くの国が教育を一段と重視しようとする現代にあって、そのような教育政策は、国家を維持する上では非常に不十分な教育政策であった。そしてベーカーは、イギリス病脱却の道を全体的教育水準の上昇ということ、また情報技術など先端的な技術教育を積極的に導入すること、さらに親の選択の重視、この三つを手段として、教育改革に望んだのである。

こうしてナショナル・カリキュラムの導入によって、曲がりなりにも共通のカリキュラムが16歳まで保障されることになり、国民教育制度ができたとみなした方がいいだろう。しかしその導入方法は、あくまでも基準であり、その達成は各学校に任されている。オプトアウトしたGMもナショナル・カリキュラムに従う限り国民教育制度の枠内にある。そしてそれは文部省によってカリキュラムが統制されている日本とは全く異なるものであり、竹内洋らがいう「日本化」などと呼べるようなものではない。むしろこれまでになかった国民教育制度をまず創設し（「近代化」）さらにその組織原理として官僚主導を否定した原理を採用する（「現代化」）というものであった。

しかしながら、イギリスの現実はすでに大きくポスト・フォーディズム社会へと向かっている。この教育改革は果してそれに対応できるものであるのだろうか。さらに付言すれば、現在イギリスでは資格制度を徐々に学校制度と統合しようとしている。これこそは「日本化」、あるいは学歴社会化と呼ことができよう。しかしながら、学歴社会は実はポスト・フォーディズムに対応できるかどうか、まさに疑わしいと思われる。

## 註

- 1) Green, A., *The peculiarities of English education in Education Group II*, Department of Cultural Studies, the University of Birmingham (ed.) *Education Limited: Schooling, training and the New Right in England Since 1979*, Unwin and Hyman, 1991, 例えばpp.12-16など。
- 2) 大田直子「サッチャー時代の教育改革」森田他編『教育学年報1』世織書房、1992年。
- 3) 報告者が最終的に「品質保証国家」という用語を獲得するのは、本シンポジウム後のことである。このことについては『講座 現代の教育』第12巻（岩波書店、1998年）を参照されたい。
- 4) Giddens, A., *Beyond Right and Left*, 1994(1995), Polity
- 5) Riddle, P., *Thatcher Era*, Blackwell, 1991.
- 6) グレイは福祉国家を以下のように批判している。「福祉国家は最下層の人々が市民生活に統合されるためのネットでも道具でもない。再分配の効率的な制度でもない。むしろ正反対のものである。福祉国家は貧困を解決できずにそれを制度化してしまった。最下層の人々を解放せず、むしろそのかわりに公営住宅のような依存者のゲットーに閉じこめてしまったのだ」(Gray, J., *Beyond the New Right*, Routledge, 1993)。
- 7) サッチャーの発言（サンデー・タイムス紙のインタビューに答えて。Jessop, B. et al (eds.) *Thatcherism*, 1988, Polity, p.17より引用）。
- 8) キャンブルは、サッチャリズムが従来の「福祉国家」体制との決別を表明し、根本的な社会の価値観の転換を求めたという意味でヘゲモニック・プロジェクトと呼んでいる。A. キャンブル『自由経済と強い国家』みすず書房、1990年、14ページ。
- 9) これまでは一般的に労働者階級であるから必然的に労働党を支持するという多くの左翼を惑わした前提があった。そのため、これまで一部の研究で保守党支持の労働者階級が歴史的にずっと存在していたことは明らかになっていたにもかかわらず（例えば、河田潤一『比較政治と政治文化』ミネルヴァ書房1989年、第3章参照）、こういった研究はあまり注目されてこなかった。また保守党勝利の理由として、産業構造の変化による伝統的な労働者の激減を指摘するものもある（例えば前出のリドルを参照のこと）。なおクルーらによれば、1979年の選挙で保守党に投票した肉体労働者は35.5%であり、1969年の総選挙までの高得票率（48.2%）には及ばないもののかかなりの高さを示している（Crewe, I. et al., *The British Electorate 1963-1992*, Cambridge University Press, 1995）。S・ホールは、社会民主主義政党である労働党が、結局は、国家独占資本主義体制の下での国家主義を強めて行ったことに対して、一般大衆からの反発が強まり、そこにそういった一般の人々の一般的常識に訴え、「法と秩序」による社会建設という明確な方向性を打ちだしたサッ

チャリズムは、「権威主義的人民主義 (Authoritarian Populism)」とでも呼べるようなものであり、これによって大衆の支持を獲得したのであるとした (Hall, S., 'Introduction' and 'Popular-Democratic vs Authoritarian Populism: Two ways of "Taking Democracy Seriously"', *The Hard Road to Renewal*, Verso, 1988.)。

10) ポール・ウィリス、山田訳『ハマータウンの野郎ども』、築摩書房、1985年。またちくま学芸文庫版 (1996) の乾彰夫の解説を参照のこと。

11) Halcow, M., *Keith Joseph: A Single Mind*, Macmillan, 1989, p.61等

12) 保守党のこと。

13) Finn, et al., *Social Democracy, education and the crisis*, *Stencilled occasional Paper*. Birmingham University Centre of Contemporary Cultural Studies. 前出のホールはCCCSの中心的メンバーである。

14) しかしながら実はイギリスでも、コア・カリキュラムの必要性が以前から教育学関係者の一部からは主張されていたことでもあり、実現したナショナル・カリキュラムは非常に不十分で、後ろ向きであり、イギリスは「近代化のチャンスを見失った」という批判もあることを指摘しておきたい (Lawton, D., *The Tory Mind on Education, 1979-94*, Falmer, 1994)。

15) 大田直子「『秘密の花園』の終焉 (1) -イギリスにおける教師の教育の自由について」『東京都立大学人文学報』第259号、1994年

16) M・ウィーナー、原訳『英国産業精神の衰退』、勁草書房、1984年。

17) カリキュラムに関しては誰が決定するのかということが大論争となって来た。しかしながら、標準的なカリキュラム内容の設定それ自身の必要性が否定されているわけではない。

18) サッチャー自身はこう語っている。「第一期、私達は経済を活性化させ、労働組合法を改革した。第二期、富と資本の所有を以前より拡大した。第三期、金持ちがすでに享受している公共サービスにおける質と選択を一般の人々にも与えること」(Thatcher, M., *The Downing Street Years*, Harper Collins, 1993, p.572)。

19) 同法は基本的には施設ケアよりも在宅ケアを重視し、そのための社会福祉サービスを公的機関が直接供給するよりも、民間のサービスを公的機関が「視察」「査定」した上で「購入」して供給させ、さらに「モニター」することを決めた法律である。

20) 但しサッチャーによれば高等教育に対する過度の締め付けは、サッチャーの考えではない。Thatcher, *op.cit.*, p.599.

21) この時期の全般的な教育改革の動向、および労働党や教育学者の論争などは拙稿 (1992) を参照されたい。

22) Prior, J., *A Balance of Power*, Harmish Hamilton, 1986, p.115.

- 23) 「(援助席計画は) 貧困家庭の優秀な生徒を私立学校に通わせるためのものである。  
(グラマースクールの復活と並んで、これは) 私のような家庭出身の子供達にもっと勉強  
の機会を与えるための数々の方策を与えたいという私の希望を叶える第一歩である」  
(Thatcher, *op.cit.*, p.39)。
- 24) *Ibid.*, pp.279-280.
- 25) *Ibid.*, p.591
- 26) Syllabus 教授細目のこと。外部試験委員会が各シラバスとそれに則した試験モデル  
を公表する。各学校はそれを検討して、どの外部試験委員会の試験を受験するか決定す  
る。当時イングランドとウェールズでは7つの外部試験委員会があった。ガイドラインは  
このシラバスに対して出されるものである。
- 27) The Speech of Secretary of State in the Northern England Education Conference,  
*Oxford Review of Education*, 1984, Vol.10.No.2
- 28) Ball, S., *Politics and Policy Making in Education*, 1990, Routledge, p.158, p.175な  
ど参照。
- 29) この時期の教育改革の詳しい内容は拙稿(1992) その他引用文献の他、Knight, C.,  
*The Making of Tory Education Policy in Post-War Britain 1950-1986*, Falmer, 1990等も参照の  
こと。
- 30) 科学技術教育のための特別な中等教育機関。当初は企業出資によって設置されるこ  
とが予定されていた。
- 31) 学校に設置される学校管理団体に予算、人事などの権限を委譲すること。さらに予  
算は就学人数に応じて地方教育当局から配分されることになった。通学区域撤廃と最大収  
容規模までの受け入れを自由に認めたことから、学校間に競争を導入するものである。
- 32) 親の大多数が賛成した場合、LEAから独立して、直接的に国庫から補助金を得る学  
校(GM)になる。そのとき土地建物などの所有権は学校管理団体に移管され、初期の段  
階では特別予算が付加された。
- 33) Thatcher, *op.cit.*, p.590.
- 34) *Ibid.*, p.597.
- 35) R・ウィルコックス(大田訳)「イギリス教育改革法の成立とその後」『教育学年  
報2』、森田他編、世織書房、1993年。
- 36) デアリング卿は二度日本に来日しており、筆者も二度お目にかかることが出来た。  
インタビューはその時に行ったものであり、正式なものではない。
- 37) Johnson, R., *A new road to serfdom? A critical history of the 1988 Act*, in  
*Education Limited*.
- 38) イギリスでは国家権力の境界を規定する憲法がないため、やろうとすれば立法によつ

て、すなわち与党によって、何でも出来てしまうということを証明したのがサッチャーであったとハットン是指摘している (Hutton, W., *The State We're In, Johanasan Cape*, 1995.)。確かにこの時期、規定の細かい多大な量におよぶ法律が数多く成立している。

39) 「私は現代の教師があまりにもイデオロギー的であり、力量が落ちていていると思っている。私は『子供中心主義』教授法や、事実を学習するよりも想像力を大事にすることや、はっきりした科目ではなく『人文科学』というような広くて漠然としたものへと進む現代の傾向も疑っている」 (Thatcher, *op.cit.*, p.590)。

40) Lawton, *op.cit.*, p.60.

41) Green, *op.cit.*, p.29. このミルの提案は、『自由論』にある。

42) サッチャーの高等教育政策も重要な教育政策であり、この点に関しても1988年教育改革法は改革の方向性を示している。

43) ハットンはこの労働者観を誤ったものとして強く非難している。人間は、賃金の他に生きがいを求めて働き、職場の士気も重要な生産性の要素であると指摘している。

Hutton, *op.cit.*, p.99.

44) R・ドーア、松井訳『学歴病 新しい文明病』(同時代ライブラリー)岩波書店、1990(1978)年。

45) Baker, K., *The Turbulent Years*, Faber and Faber, 1993.

46) *Ibid.*, p.161.

47) ポールによれば、ベーカーは就任にあたって、ナショナル・カリキュラムの導入とGCEのAレベル改革とふたつの課題をサッチャーに提示した。サッチャーは二つの課題をやり遂げることは無理であるとし、この内のどちらかを選択するようベーカーに指示したのだという (personal information)。

48) Baker, *op.cit.*, pp.165-166.

49) 例えばバーンシュタインの研究などがベーカーの念頭にあるのだろう。バーンシュタイン本人は自らの研究の意義はどうすれば労働者階級の子供達に支配的な英語を教えることが出来るかということにあったと強調している。英語教育批判に関してはブラックペーバーのプライアン・コックスが重要である。

50) Baker, *op.cit.*, pp.190-191.

51) S・ポール「教育、メジャー主義、『死者のカリキュラム』」大田訳『教育学年報2』世織書房、1993年

52) Baker, *op.cit.*, p.192.

53) Brooks, R., *Contemporary Debates in Education*, Longman, 1991, pp.22-23.